

【質問事項】

第二章舞台照明設備→2.2 舞台照明器具の電源ケーブルについて 2.4.1 電源コード及び延長コードの内容に 舞台照明器具に付属する電源コードは 一種キャプタイヤケーブル及びビニルキャプタイヤケーブル以外のキャプタイヤケーブルであること、とありますが現在の舞台照明器具の LED 化の動向により 照明器具全体の発熱温度が 50℃前後になっている中で ビニルキャプタイヤを使用した器具を舞台用で使用するのはいくらも認められないのでしょうか？ また LED 照明器具という新し種類に対して指針の検討はあるのでしょうか？

【指針の抜粋 (38 ページ)】

2.4 電線, ケーブル

2.4.1 電源電線等

(1) 電源電線

舞台照明器具に付属する電源電線（以下、電源ケーブルという。）は、次によること。

- ① 電源ケーブルは、1 種キャプタイヤケーブル及びビニルキャプタイヤケーブル以外のキャプタイヤケーブルであること。

舞台照明器具は電球容量が大容量であるため発熱量が大きいこと、及び移動形であることから可とう性、耐屈曲性を必要とすること、などからコード並びに1 種キャプタイヤケーブル及びビニルキャプタイヤケーブルは使用してはならない。

また、電灯回路以外の電源電線は、効果器等の小形電動機に供給する電源電線であるため、効果器等の本体からの発熱量は小さいが、関連使用する照明器具は大容量であり、周囲温度が高くなるため、ここに用いる電源電線も照明器具と同等とする必要がある。

【回答】

2.7 施工

2.7.1 屋内配線の施工

「第 2.7.2 表 施設場所と配線方法」(98 ページ)の表中には施工ケーブルとしては、ビニルキャプタイヤケーブルは条件付きで含まれていますが、器具ケーブルとしては上記(指針の抜粋)の補足説明にある理由から除外されています。ご指摘の LED 器具単体としては、温度の問題はないと考えますが、舞台環境から周辺には白熱灯器具も存在することが考えられること、また移動器具という製品上からケーブル自体の、可とう性、耐屈曲性を考慮しビニルキャプタイヤケーブルを除外としています。

指針の【資料-5 舞台照明器具に用いるケーブル類】(360 ページ)に JIS の参考事項を記載してあります。

このことから、指針ではビニルキャプタイヤケーブルは推奨していませんが、適合すべき法令に準拠し、設備環境条件が満たされ、安全が確保できるのであれば、100%使用不可ではないと思いま

す。

ビニルキャブタイヤケーブルを指針で採用可能とするかは、今後のLED化の普及に伴う指針の見直しで検討する必要があると思われます。